

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第4号）

議案第 7 号 令和2年度岩国市一般会計予算

以上2議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 令和元年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第 3 号 令和元年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 4 号 令和元年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 9 号 令和2年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第10号 令和2年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第11号 令和2年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第19号 令和2年度岩国市病院事業会計予算

議案第30号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 岩国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第32号 岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第33号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第34号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第35号 岩国市病院事業の設置等に関する条例及び岩国市立病院及び診療所条例の一部を改正する条例

以上13議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第1号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、民生費に関し、委員中から、「国が3月10日にとりまとめた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の中で、保育所等における緊急対応策として、市においてマスク等を購入して保育所等に支給した場合、及び各保育所等において感染防止目的でマスク等を購入した場合に、1施設当たり50万円を上限として補助することを内容とする支援策が打ち出されたが、この支援策について、市としてどのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局から、「この支援策に係る国からの通知

を受け、対象となる保育所等に対し、支援から漏れることのないよう、支援策の内容を説明する通知を出し、周知を図ったところである。なお、この支援策とは別途に、マスクについては、市の備蓄の中から、重症化リスクが高いと考えられる介護施設や障害者施設、また保育園等に対して配付できるよう、準備を進めているところである」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和2年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、総務費の特定防衛施設周辺整備費の教育振興支援事業費に関し、委員中から、新型コロナウイルスの感染拡大が学校給食の運営に及ぼす影響とその対策について質疑があり、当局から、「本市の学校給食については、学校の臨時休業に伴い3月2日をもって提供を中止しており、その日以降、1カ月で約5,000万円に及ぶ食材の発注も中止している。また、給食調理員の処遇に関しては、市が雇用する調理員については、放課後児童教室の業務に従事させるなどして雇用の継続を図っており、委託事業者が雇用する調理員については、聞き及んでいるところでは、多くの事業者において、ある程度の休業補償の支給を検討されているとのことである」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から「食材の発注を中止しているとのことであるが、これは納入事業者の協力があってこそのものである。市は、そのことを認識した上で、納入事業者に対して損失の補填など、必要な対策を講じるべきではないのか」との質疑があり、当局から、「新型コロナウイルス感染症に関しては、既に各業種にわたる全般的な問題となっている。今、まさに国がさまざまな対策を講じてきている中で、企業が行う雇用調整に対する助成や個人に対する所得補償等の情報もあることから、市としては、これらの対策の情報収集を図りながら、可能な限りの対応を検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。